【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第四十一条　削除

（改正前）

第四十一条　第三十条第二項に規定する営業保証金の額は、当該証券業者の本店については十万円、支店その他の営業所については営業所ごとに五万円とする。

②　営業保証金は、大蔵省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券又は特別の法律により法人の発行する債券若しくは社債券で大蔵省令で定めるものを以て、これに充てることができる。

③　営業保証金の供託は、当該証券業者の本店のもよりの供託所に、これをしなければならない。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】

（改正後）

③　営業保証金の供託は、当該証券業者の本店のもよりの供託所に、これをしなければならない。

（改正前）

③　営業保証金の供託は、当該証券業者の本店の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に、これをしなければならない。

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

②　営業保証金は、大蔵省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券又は特別の法律により法人の発行する債券若しくは社債券で大蔵省令で定めるものを以て、これに充てることができる。

（改正前）

②　営業保証金は、大蔵省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券又は社債券を以て、これに充てることができる。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第四十一条　第三十条第二項に規定する営業保証金の額は、当該証券業者の本店については十万円、支店その他の営業所については営業所ごとに五万円とする。

②　営業保証金は、大蔵省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券又は社債券を以て、これに充てることができる。

③　営業保証金の供託は、当該証券業者の本店の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に、これをしなければならない。

④　証券業者と証券業に関し取引をした者は、その取引に因り生じた債権に関し、営業保証金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利がある。

（改正前）

第四十一条　第三十条第二項に規定する営業保証金の額は、当該証券業者の本店については十万円、支店その他の営業所については営業所ごとに五万円とする。

②　営業保証金は、証券取引委員会規則で定めるところにより、国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券又は社債券を以て、これに充てることができる。

③　営業保証金の供託は、当該証券業者の本店の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に、これをしなければならない。

④　証券業者と証券業に関し取引をした者は、その取引に因り生じた債権に関し、営業保証金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利がある。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】

（改正後）

第四十一条　第三十条第二項に規定する営業保証金の額は、当該証券業者の本店については十万円、支店その他の営業所については営業所ごとに五万円とする。

②　営業保証金は、証券取引委員会規則で定めるところにより、国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券又は社債券を以て、これに充てることができる。

③　営業保証金の供託は、当該証券業者の本店の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に、これをしなければならない。

④　証券業者と証券業に関し取引をした者は、その取引に因り生じた債権に関し、営業保証金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利がある。

（改正前）

第四十一条　第三十条第二項に規定する営業保証金の額は、当該証券業者の本店については十万円、支店その他の営業所については営業所ごとに五万円とする。

②　営業保証金は、証券取引委員会規則で定めるところにより、国債証券を以て、これに充てることができる。

③　営業保証金の供託は、当該証券業者の本店の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に、これをしなければならない。

④　証券業者と証券業に関し取引をした者は、その取引に因り生じた債権に関し、営業保証金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利がある。

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】

（改正後）

第四十一条　第三十条第二項に規定する営業保証金の額は、当該証券業者の本店については十万円、支店その他の営業所については営業所ごとに五万円とする。

②　営業保証金は、証券取引委員会規則で定めるところにより、国債証券を以て、これに充てることができる。

③　営業保証金の供託は、当該証券業者の本店の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に、これをしなければならない。

④　証券業者と証券業に関し取引をした者は、その取引に因り生じた債権に関し、営業保証金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利がある。

（改正前）

第四十一条　第三十条第二項に規定する営業保証金の額は、当該証券業者の本店については十万円、支店その他の営業所については営業所ごとに五万円とする。

②　営業保証金は、証券取引委員会規則で定めるところにより、国債証券を以て、これに充てることができる。

③　営業保証金の供託は、当該証券業者の本店の所在地を管轄する司法事務局に、これをしなければならない。

④　証券業者と証券業に関し取引をした者は、その取引に因り生じた債権に関し、営業保証金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利がある。

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第四十一条　第三十条第二項に規定する営業保証金の額は、当該証券業者の本店については十万円、支店その他の営業所については営業所ごとに五万円とする。

②　営業保証金は、証券取引委員会規則で定めるところにより、国債証券を以て、これに充てることができる。

③　営業保証金の供託は、当該証券業者の本店の所在地を管轄する司法事務局に、これをしなければならない。

④　証券業者と証券業に関し取引をした者は、その取引に因り生じた債権に関し、営業保証金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利がある。